

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和5年7月20日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2201129 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2300010 号

## 第 1 結論

昭和 46 年 10 月から昭和 56 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 10 月から昭和 56 年 12 月まで

私の妻は、昭和 46 年 10 月頃に A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を毎月集金人に現金で支払い、領収書をもっていたが、集金人が来なくなってからは納付書により郵便局の窓口で納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の妻 (以下「妻」という。) は、昭和 46 年 10 月頃に、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳の記号番号 (以下「国民年金番号」という。)\* (現在は基礎年金番号に統合済み) は、請求者に係る国民年金番号前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日により、昭和 47 年 2 月頃に払い出されていることが推認できる。

しかしながら、妻は、国民年金保険料を毎月自宅兼会社 (B 社) に来る集金人に現金で支払い、領収書をもっていたと回答しているところ、A 市役所は、同市の集金人制度は昭和 45 年 3 月に終了しており、それ以降は訪問先での現金の集金は行っていないと回答している。

また、昭和 46 年 4 月頃から昭和 47 年 2 月頃までの期間に A 市に払い出された国民年金番号について、国民年金手帳記号番号払出簿により、被保険者の氏名を確認したが、請求者の旧姓で払い出された上記の国民年金番号のほかに請求者の氏名は見当たらず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記の国民年金番号以外に別の国民年金番号は見当たらない。

さらに、A 市の年度別納付状況リスト (昭和 59 年 5 月 10 日現在) によると、請求者の国民年金保険料は昭和 57 年 1 月から納付済期間と記録され、オンライン記録と一致している上、請求期間は 123 月と長期にわたっていることから、同一人に対して、行政機関及び金融機関が

これほど長期間の事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。